

生活環境部

福祉環境委員会 【所管関係資料】

9月8日提出

【目次】

所管事項関係

県 民 生 活 課	第5次秋田県犯罪被害者等支援基本計画(骨子案)について	・ ・ ・	3
環 境 管 理 課 八郎湖環境対策室	八郎湖に係る湖沼水質保全計画(第4期)(素案)について	・ ・ ・	4
温 暖 化 対 策 課	第2次秋田県環境教育等に関する行動計画【中間見直し版】(骨子案)について	・ ・ ・	6
環 境 整 備 課	第5次秋田県循環型社会形成推進基本計画(骨子案)について	・ ・ ・	7
	第4次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画(骨子案)について	・ ・ ・	8
生 活 衛 生 課	第5次秋田県食品の安全・安心に関する基本計画(骨子案)について	・ ・ ・	9
自 然 保 護 課	国立・国定公園新規指定・大規模拡張の調査結果について	・ ・ ・	10

第5次秋田県犯罪被害者等支援基本計画（骨子案）について

県民生活課

1

計画名

第5次秋田県犯罪被害者等支援基本計画

2

根拠法令

犯罪被害者等基本法
秋田県犯罪被害者等支援条例

3

計画期間

令和8年度～12年度（5年間）

4

策定の趣旨

犯罪被害者等が「必要なときに必要な場所で適切な支援を途切れなく受けられる社会」と「県民理解による、尊重と配慮がなされる安全安心な社会」の実現を目指し、支援施策を推進する。

5

現行計画での主な成果と課題

○成果

・国と連携した「あきた性暴力被害者サポートセンター」における相談体制の強化

【相談受理件数：47件（R2）→108件（R6）】

・県警察による「命の大切さ学習教室」の対象拡大

○課題

・関係機関による切れ目のない支援体制の強化

・犯罪被害者等に対する県民理解の更なる増進

6

次期計画の主な施策構成案

（1）損害回復・経済的支援

・犯罪被害者等給付金をはじめとする経済的支援制度の周知及び迅速な対応

（2）精神的・身体的被害の回復・防止

・臨床心理士等による心身に生じた被害の回復

（3）刑事手続への関与拡充

・刑事手続への関与のための情報提供等の充実

（4）支援体制等の整備充実

・【拡】多様な相談者が利用しやすい性暴力被害者支援の充実

・【拡】多機関ワンストップサービスなどによる横断的な支援活動の展開及び情報提供の充実強化

（5）県民の理解の増進

・「犯罪被害を考える日」や「犯罪被害者週間」にあわせた各種啓発による県民理解の増進

7

スケジュール

9月

一般県民等に対するアンケート調査

11月

犯罪被害者等支援推進会議（第2回）

12月議会

計画素案の説明

12月～1月

パブリックコメント

1月

犯罪被害者等支援推進会議（第3回）

2月議会

計画案の説明

3月

計画の策定・公表

八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第４期）（素案）について

八郎湖環境対策室

計画の位置付け

湖沼法第４条第１項の規定により、都道府県知事が国の基本方針に基づき指定湖沼の水質保全に関し実施すべき施策について定める計画

計画の期間

令和７年度～16年度（10年間）
（令和12年度：中間評価）

水質の現状

- ・県は平成19年度に第１期計画、平成25年度に第２期計画、令和元年度に第３期計画を策定し、水質保全対策に取り組んだ結果、八郎湖への流入汚濁負荷量が低減するなど、一定の成果を得た。
- ・しかし、水質については代表的な指標であるＣＯＤが横ばい、全窒素は上昇、全りんがわずかに減少傾向にある。
- ・各水域で第３期計画の目標値を超過した項目があり、環境基準も依然として全項目で超過している。

目指す将来像

- 八郎湖の長期ビジョン 「恵みや潤いのある“わがみずうみ”」
＜目指す姿＞
- １ 農業や漁業など湖にかかわる人々に持続的な恵みをもたらす
 - ２ 水遊びや遊漁など子どもから大人までが潤いに包まれる
 - ３ 鳥や魚や植物など多様な生き物が命を育む

策定方針

- ・第４期計画では、生活排水等の発生源対策やアオコ対策、湖内浄化対策を継続するとともに、特に農地からの排水負荷削減に効果的な水質保全型農業等について一層の拡充を図る。
- ・面発生源負荷の割合が約９割と大きい八郎湖では、対策の効果把握に時間を要するため、計画期間を10年に延長し、中長期的に把握するとともに、生態系の多様性や健全性を含めて対策・評価を行う。

水質目標値

単位：mg/L

項目	水域	目標値 (令和16年度)	現況値 (令和6年度)
COD (75%値)	調整池	7.1	7.4
	東部承水路	7.8	8.7
	西部承水路	9.7	11
全窒素	調整池	0.84	0.82
	東部承水路	1.1	1.4
	西部承水路	1.2	1.1
全りん	調整池	0.065	0.076
	東部承水路	0.072	0.10
	西部承水路	0.062	0.070

第４期計画期間中の主な対策

水質保全

○下水道等の整備と接続率の向上

生活排水の適正処理を図るため、下水道への接続や合併処理浄化槽の設置などを促進する。

○工場・事業場の排水対策

八郎湖流域の工場・事業場から排出される汚濁負荷量を削減するため、立入検査等を実施し、排水基準の遵守を徹底する。

◇水質保全型農業の一層の推進

代かき後の濁水流出を軽減するため、浅水たん水管理、無代かき移植栽培、無落水移植栽培、乾田直播栽培等への農法転換の取組拡大を推進し、水質保全型農業の普及促進を図る。

◇国営かんがい排水事業と連携した農地排水負荷削減対策の推進

中央干拓地において実施されている「国営かんがい排水事業八郎潟地区」と一層緊密に連携して水質保全対策に取り組む。

○西部承水路の流動化促進

東部承水路の比較的良好な水を西部承水路に導水し、流動化を促進することにより水質改善を図る。

○漁業等による窒素、りんの回収

ワカサギやシラウオなどの漁による漁獲及びブラックバスなどの外来魚やコイなどの未利用魚を捕獲することにより、窒素、りんの回収を図る。

○アオコ対策

住民への悪臭等の被害が生じないよう、八郎湖及び流入河川におけるアオコ監視体制を維持するとともに、河川への遡上防止用フェンスや抑制装置の設置等の対策を実施する。

○流域の森林整備

植栽、下刈り、間伐等の森林整備を着実に推進することにより、森林の持つ水源かん養機能を高め、良好な河川水の安定的な供給を図る。

○大潟村における流出水対策の推進

湖沼法の規定により「流出水対策地区」に指定されている大潟村において、流出水対策推進計画に基づく対策を実施する。

生態系保全

◇湖岸の多様な生態系保全機能の構築

良好な自然環境の形成による湖岸の機能構築に向けた対策を強化する。

○流入河川対策

河川環境整備や河川清掃等を推進する。

◇底質の持続的な改善への取組

湖底耕うん等により底質を改善し、底生動物の回復や魚類の生息・繁殖環境の改善を行い、生態系の回復を図る。

◇湖沼生態系健全性の調査研究、指標化の検討

魅力向上

【○：継続 ◇：新規又は拡充】

◇親水性の向上

湖岸の雑木伐採やクリーンアップ等により親水性の向上を図る。

○地域住民等との協働の取組の推進

八郎湖をフィールドに活動する団体等が自由な意見交換を行う場を設けるなど、多様な主体の連携・協働の取組を促進する。

◇生態系サービスの経済的評価、指標化の検討

八郎湖の生態系からの恵みに経済的価値を付け、指標化を検討する。

情報発信

◇県民に分かりやすい情報発信手法や指標化の検討

○啓発活動・環境学習の実施

調査研究

○公共用水域の水質等の監視

指定地域内の公共用水域の水質を的確に把握するため、定期的な水質の監視、測定を実施する。

◇汚濁メカニズムの研究等

高濃度りん湧出水対策、水質形成機構解明に向けた基礎調査、局所的な窪地地形による影響把握と対策検討等を実施する。

今後のスケジュール

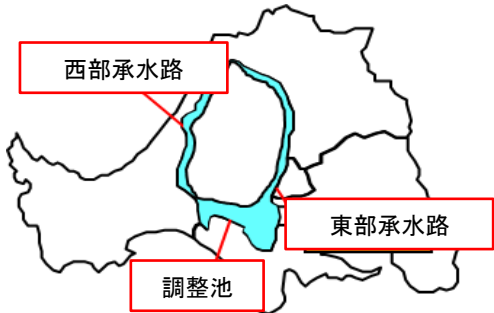
令和７年10月パブリックコメント

12月計画案を議会に説明・環境審議会諮問

令和８年１月環境大臣協議

３月計画決定・公表

第3期計画の水質目標と現状



(単位：mg/L)

項目	水域	水質目標 (R6)	計画期間 の変動幅 (R1～R6実績)
COD (75%値)	調整池	7.1	6.0～9.0
	東部承水路	7.8	7.6～12
	西部承水路	9.7	10～11
全窒素	調整池	0.84	0.81～1.1
	東部承水路	1.1	0.80～1.4
	西部承水路	1.2	1.1～1.4
全りん	調整池	0.065	0.067～0.082
	東部承水路	0.072	0.068～0.10
	西部承水路	0.062	0.069～0.081

※赤字は目標未達成

第3期計画の主な対策の実施状況と課題

※赤字は目標未達成 ※()内はR6目標値

点発生源対策	対 策	項 目	R6普及率 (%)	R6接続率 (%)
	① 下水道等の整備	公共下水道	86.7 (85.5)	85.4 (87.1)
		農業集落排水	2.9 (3.1)	66.3 (66.7)
		合併処理浄化槽	5.0 (6.5)	—
① 引き続き、整備や接続率の向上が必要				
面発生源対策	対 策	項 目	R6実績	R6目標値
	① 水質保全型農業等の推進	落水管理	19,500ha	19,800ha
		農法転換	2,414ha	3,100ha
		施肥の効率化	21,124ha	19,600ha
① 農法転換等の一層の取組拡大が必要				
湖内浄化対策	対 策	項 目	R6実績	R6目標値
	① 西部承水路(窪地への高濃度酸素水供給)		1 か所で実施	
	② 湖岸の生態系保全機能の回復	消波工植生回復	720m	622m
	① 窪地の底質等の改善効果が局所的であり、より効果的な対策の検討が必要 ② 植生回復は進んでいるが、自浄作用を促すためには多様な生態系構造の構築が必要			
その他対策	① 調査研究等の推進(高濃度りん湧出水対策等)			
	② 地域住民等に対する普及啓発と協働の取組推進			
	① 水耕栽培による高濃度りん回収の研究では実現性が低かったため、効果的な回収方法の検討が必要 ② 年代にかかわらず八郎湖の魅力や豊かさ等の認知度が低く、地域住民等に対する情報発信手法の検討が必要			

第2次秋田県環境教育等に関する行動計画【中間見直し版】（骨子案）について

温暖化対策課

1 計画名 第2次秋田県環境教育等に関する行動計画【中間見直し版】	6 次期計画の主な施策構成案 (1) 環境学習の機会・場づくり ・地域の特色を生かした体験を伴う環境教育の推進 ・【拡】新たに環境教育を始める学校の拡大に向けた支援 (2) 人材の育成・活用 ・環境教育を担う人材の養成や活動しやすい環境の整備 ・【拡】教職員の資質向上に向けた支援機関等の活用促進 ・【新】企業や学生等を担い手とする持続的な人材確保 (3) 情報の発信・提供 ・地域で実施されている環境保全活動の周知 ・【拡】環境活動等の実践に役立つ情報の効果的な発信 (4) 団体、事業者、学校等各主体の連携・協働の取組の推進 ・活動の周知や情報交換の機会提供による民間団体の活性化 ・【拡】業界団体等の多様な主体による参画の促進 ・【新】地域 ESD 活動推進拠点※²等の活用による学校等における連携取組の充実 ※2 学校等からの相談を受け環境教育等の実践をサポートする地域の支援団体												
2 根拠法令 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律													
3 計画期間 令和3年度～12年度（10年間） ※中間見直し版は令和8年度～12年度（5年間）													
4 策定の趣旨 環境教育や環境保全活動等を推進し、持続可能な社会づくりに主体的に参加できる人の育成を図る。 【見直しのポイント】国の基本的な方針の変更や環境教育を取り巻く状況の変化を踏まえて計画の見直しを実施する。													
5 現行計画での主な成果と課題 ○成果 ・学校や地域における環境学習の機会や場の提供 【SDGs 講師派遣校数：10校(R4)→12校(R6)】 ・多様な主体と連携した環境保全活動等に関する情報の発信 【あきたエコフェス来場者数：34,000人(R1)→48,000人(R6)】 ○課題 ・ESD※¹の考え方を踏まえた環境教育の実施についての支援 ・地域において環境活動を支援する人材の後継者確保 ※1 環境問題等の社会課題を自分ごととして考え、行動する力を育む教育	7 スケジュール <table> <tr> <td>10月</td><td>環境教育等推進協議会（第3回）</td></tr> <tr> <td>12月議会</td><td>計画素案の説明</td></tr> <tr> <td>12月～1月</td><td>パブリックコメント</td></tr> <tr> <td>2月</td><td>環境教育等推進協議会（第4回）</td></tr> <tr> <td>2月議会</td><td>計画案の説明</td></tr> <tr> <td>3月</td><td>計画の策定・公表</td></tr> </table>	10月	環境教育等推進協議会（第3回）	12月議会	計画素案の説明	12月～1月	パブリックコメント	2月	環境教育等推進協議会（第4回）	2月議会	計画案の説明	3月	計画の策定・公表
10月	環境教育等推進協議会（第3回）												
12月議会	計画素案の説明												
12月～1月	パブリックコメント												
2月	環境教育等推進協議会（第4回）												
2月議会	計画案の説明												
3月	計画の策定・公表												

第5次秋田県循環型社会形成推進基本計画（骨子案）について

環境整備課

1 計画名

第5次秋田県循環型社会形成推進基本計画

2 根拠法令

循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

3 計画期間

令和8年度～12年度（5年間）

4 策定の趣旨

循環型社会の形成や廃棄物の3Rの取組等を推進し、「全員参加で環境と経済が好循環した持続可能な社会の構築」を図る。

5 現行計画での主な成果と課題

○成果

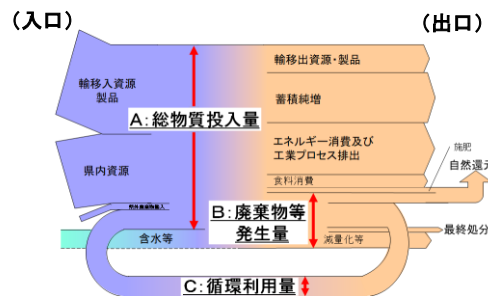
ごみ減量・資源循環に係る先行事例の普及啓発事業、環境リサイクル産業への補助事業、不法投棄未然防止啓発活動などの取組により、廃棄物の3Rや適正処理が進み、基本目標である本県における循環利用率（入口側※1、出口側※2）が5年前に比べて向上した。

【※1 入口側＝総物資投入量に占める循環利用量の割合（ C/A ）：10.5%（H30）→13.7%（R5）】

【※2 出口側＝廃棄物等発生量に占める循環利用量の割合（ C/B ）：35.8%（H30）→43.1%（R5）】

○課題

- ・3Rに関する取組の一層の推進
- ・ごみ排出量削減の推進
- ・一般廃棄物のリサイクルの推進
- ・事業活動における資源循環の推進



6 次期計画の主な施策構成案

- （1）家庭における環境を意識した行動の定着
 - ・生活系ごみの3Rに関する取組の推進
 - ・環境に関する教育や学習等の推進
- （2）事業活動における循環経済への移行促進
 - ・事業所における3Rの取組の推進
 - ・【拡】新たな循環資源の創出に向けた取組の推進
- （3）廃棄物処理体制の確保
 - ・【拡】ごみ処理の広域化・脱炭素化に向けた施設整備の促進
- （4）協働による課題への統合的な取組
 - ・食品廃棄物及びプラスチックごみの再資源化等の推進

7 スケジュール

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 9月 | 有識者検討会（第1回） |
| 11月 | 有識者検討会（第2回） |
| 12月議会 | 計画素案の説明 |
| 12月 | パブリックコメント、市町村への意見照会 |
| 1月 | 有識者検討会（第3回） |
| 2月議会 | 計画案の説明 |
| 3月 | 環境審議会環境保全部会への諮問・答申
計画の策定・公表 |

第4次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画（骨子案）について

環境整備課

1 計画名 第4次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画	6 次期計画の主な施策構成案 (1) 海岸漂着物等の円滑な処理の推進 ・【拡】重点区域における円滑な回収・処理の推進 ・漂流ごみの回収・処理の一層の推進 (2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制対策の推進 ・海岸漂着ごみ組成調査による実態の把握 ・内陸部を含めた全県での環境美化活動の推進 ・ごみの不法投棄、不適正処理防止のための監視活動の実施 ・ごみの減量化・再資源化を目指す3Rの取組の推進 (3) 環境教育及び普及啓発の推進 ・イベントや広報媒体を活用した情報の発信 ・【拡】海洋プラスチックごみ問題等に関する環境教育の推進 (4) 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保 ・海岸漂着物対策推進協議会での関係者間の情報交換、連絡調整 ・多様な主体（海岸管理者、市町村、漁業関係者、民間団体等）の役割分担に基づいた対策の実施												
2 根拠法令 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律													
3 計画期間 令和8年度～12年度（5年間）													
4 策定の趣旨 海岸漂着物等の円滑な処理や発生抑制対策等を推進し、「海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全」を図る。													
5 現行計画での主な成果と課題 ○成果 ・海岸漂着物の回収・処理を実施し、海岸における良好な景観及び環境の保全が図られた。 ・海岸漂着物対策に取り組んだ市町村数が増加した。 【計画期間中に海岸漂着物対策に取り組んだ市町村数： 6（R3）→18（R6） ※R7年度は25の見込み】 ○課題 ・年間を通じて漂着する海岸漂着ごみ等への対応 ・内陸部での海岸漂着物発生抑制対策の一層の推進 ・プラスチック等人工物の海岸漂着物の発生抑制	7 スケジュール <table border="0"> <tr> <td>11月</td> <td>海岸漂着物対策推進協議会（第2回）</td> </tr> <tr> <td>12月議会</td> <td>計画素案の説明</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>パブリックコメント</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>海岸漂着物対策推進協議会（第3回）</td> </tr> <tr> <td>2月議会</td> <td>計画案の説明</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>計画の策定・公表</td> </tr> </table>	11月	海岸漂着物対策推進協議会（第2回）	12月議会	計画素案の説明	12月	パブリックコメント	1月	海岸漂着物対策推進協議会（第3回）	2月議会	計画案の説明	3月	計画の策定・公表
11月	海岸漂着物対策推進協議会（第2回）												
12月議会	計画素案の説明												
12月	パブリックコメント												
1月	海岸漂着物対策推進協議会（第3回）												
2月議会	計画案の説明												
3月	計画の策定・公表												

第5次秋田県食品の安全・安心に関する基本計画（骨子案）について

生活衛生課

1 計画名 第5次秋田県食品の安全・安心に関する基本計画	6 次期計画の主な施策構成案 (1) 生産から消費に至る食品の安全性の確保 ・【拡】カドミウム低吸収性品種の全県域での導入等による生産段階や流通段階における安全性の確保 ・【拡】小規模事業者へのHACCPに沿った衛生管理の指導等による製造・加工段階における安全性の確保 (2) 食品に関する正確な情報の提供 ・「食品表示法」等に基づく食品表示の適正化の推進 ・【拡】Webサイトやメディア、SNS等を活用した健康影響に関する情報の提供 (3) 生産者、食品関連事業者、消費者の相互理解・信頼関係の確立 ・食品の安全・安心の様々なテーマにおける情報の共有・相互理解の推進 ・子どもから高齢者まで生涯を通じた食育の推進										
2 根拠法令 秋田県食品の安全・安心に関する条例											
3 計画期間 令和8年度～12年度（5年間）											
4 策定の趣旨 「秋田県食品の安全・安心に関する条例」に基づき、農林水産物の生産から食品の消費に至るまでの各段階における、食品の安全・安心に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。											
5 現行計画での主な成果と課題 ○成果 ・食品の安全に関する研修会の開催により、食品の安全性・食品衛生に関する知識の普及促進が図られた。 【食品の安全に関する研修会等への参加者数（目標：年600人） 396人（R2）→1,025人（R6）】 ・食品表示出前講座や食品表示合同調査の実施により、食品表示の適正化が図られた。 【食品表示合同調査の実施回数（目標：年32回） 35回（R2）→38回（R6）】 ○課題 ・HACCPに沿った衛生管理指導の強化 ・コメのカドミウム吸収抑制対策や汚染米流通対策の徹底	7 スケジュール <table> <tr> <td>11月</td> <td>秋田県食品安全推進委員会</td> </tr> <tr> <td>12月議会</td> <td>計画素案の説明</td> </tr> <tr> <td>12月～1月</td> <td>パブリックコメント</td> </tr> <tr> <td>2月議会</td> <td>計画案の説明</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>計画の策定・公表</td> </tr> </table>	11月	秋田県食品安全推進委員会	12月議会	計画素案の説明	12月～1月	パブリックコメント	2月議会	計画案の説明	3月	計画の策定・公表
11月	秋田県食品安全推進委員会										
12月議会	計画素案の説明										
12月～1月	パブリックコメント										
2月議会	計画案の説明										
3月	計画の策定・公表										

国立・国定公園新規指定・大規模拡張の調査結果について

自然保護課

1 経緯

国立・国定公園の新規指定・大規模拡張の候補地に選定された八幡平周辺（森吉山・真昼山地・田沢湖等）について、環境省では令和5、6年度に地形地質や文化景観、利用状況等の資質調査を実施し、その調査結果について、環境省東北地方環境事務所が関係市町村に対して説明会を令和7年6月30日に開催した。

2 環境省の調査結果

八幡平周辺地域には、大規模で原始的なブナ林が連続して存在するといった共通点はあるものの、地域毎の風景形式の差異も大きいため、今後、国立公園の拡張・国定公園の指定に向けた検討を次のとおり進めることとしたい。

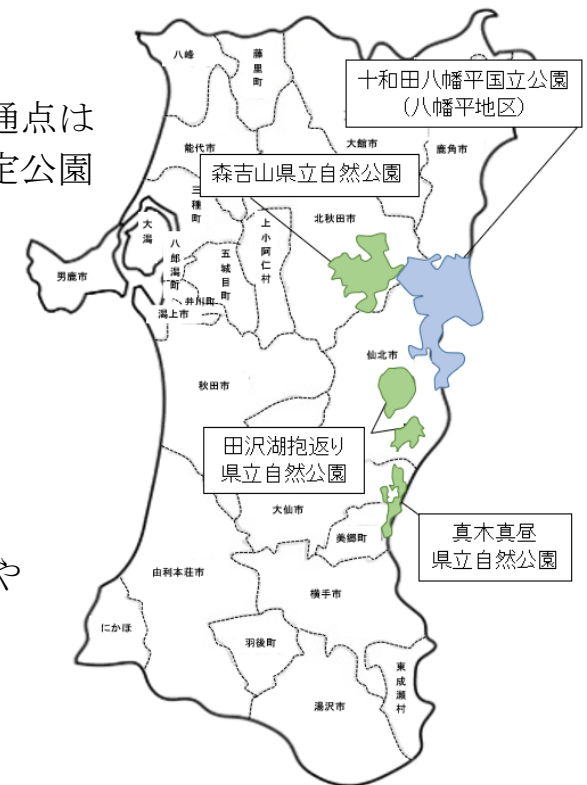
（現時点の方向性）

- ①森吉山を中核とした国定公園の新規指定
- ②田沢湖抱返り・真木真昼県立自然公園を再編しての国定公園の新規指定
- ③十和田八幡平国立公園の隣接区域での拡張候補地の検討

3 今後の対応

調査内容及び市町村等の意見を踏まえ、今後候補地の具体的な指定区域の範囲や保護規制計画、必要な利用施設計画等の検討を進めていく。

- ・県と関係市町村の意見交換
- ・環境省による地元説明会
- ・関係市町村の意向を踏まえた県としての意思表示（県→環境省）
- ・具体的な指定区域範囲の検討など



国立・国定公園新規指定・大規模拡張候補地